

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 7 月 16 日 (金) 第 226 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (※)

(会計課取扱い) 1

規 則

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第46号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則 (昭和39年鹿児島県規則第3号) の一部を次のように改正する。

別表第1中 「 | 医薬品等製造業許可区分変更等申請手数料 | 」 を

「 | 医薬品等製造業許可区分変更等申請手数料
| 医薬品等製造所登録申請手数料
| 医薬品等製造所登録更新申請手数料 | 」 に、

「 | 医薬品等製造販売承認事項変更承認申請手数料 | 」 を

「 | 医薬品等製造販売承認事項変更承認申請手数料
| 医薬品等区分適合性調査手数料
| 医薬品等適合性確認申請手数料 | 」 に、

「 | 医療機器修理区分変更等許可申請手数料 | 」 を

「 | 医療機器修理業修理区分変更等許可申請手数料 | 」 に、

「 | 医薬品等製造販売業等許可証再交付手数料 | 」 を

「 | 医薬品等製造販売業等許可証再交付手数料
| 医薬品等製造所登録証書換え交付手数料
| 医薬品等製造所登録証再交付手数料
| 医薬品等製造所基準確認証書換え交付手数料
| 医薬品等製造所基準確認証再交付手数料 | 」 に改める。

附 則

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

「 | 医療機器修理区分変更等許可申請手数料 | 」 を

「 | 医療機器修理業修理区分変更等許可申請手数料 | 」に改める部分及び次項の規定は、

公布の日から施行する。

- 2 改正後の鹿児島県証紙条例施行規則は、同規則別表第1に規定するもののほか、この規則の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第9項及び第11項の規定により行うことができることされた同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第13条の2の2第1項、第14条の2第1項又は第14条の7の2第3項の規定の例による申請に対する審査に係る手数料について適用する。